

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和6年3月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和6年3月29日(金曜日) 午前10時00分～午前11時45分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 庁議室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席(町田香教育長、河原健委員、椎名和良委員、萩谷委員、寺田弘委員)</p> <p>4 説明のための職員出席者等(職員数7名) 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 直井 健治 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員(学校教育課) 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (議決) (1) 議案第11号 令和6年度(令和5年度対象)守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について (2) 議案第12号 守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について (3) 議案第13号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について (4) 議案第14号 守谷市通学区域審議会の委員の選任について 【協議事項】 (1) 協議第2号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (2) 協議第3号 守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付要綱の制定について</p>

	<p>【報告事項】</p> <p>(1) 報告第3号 令和6年守谷市議会3月定例会月議会について（教育委員会所管分）</p> <p>(2) 報告第4号 守谷市いじめ重大事態調査委員会からの調査報告書について（非公開）</p>
4 今後の状況	次回は、令和6年4月25日（木曜日）午後1時30分から開催予定

令和6年3月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和6年3月29日(金)

午前10時00分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和6年3月教育委員会定例会 会議次第

日時 令和6年3月29日（金）

午前10時00分から

場所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- 議案第 11 号 令和6年度（令和5年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について
- 議案第 12 号 守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 13 号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

4 協議事項

- 協議第 2 号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 協議第 3 号 守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付要綱の制定について

5 報告事項

- 報告第 3 号 令和6年守谷市議会3月定例会月議会について（教育委員会所管分）
- 報告第 4 号 守谷市教育委員会いじめ問題対策委員会からの報告書について

6 その他

議案第11号

令和6年度（令和5年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について

令和6年度（令和5年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針を別紙のとおり決定する。

令和6年3月29日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和6年3月 日原案 決

提案理由

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく令和6年度（令和5年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針を決定するものです。

議案	頁数
11号	1

平成6年度（令和5年度対象）

守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針（案）

1 趣 旨

守谷市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民に対する説明責任を果たす。

2 実施方法

- (1) 市の教育目標である「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」を具現化するために位置付けた事業の内、守谷市教育大綱において「あるべき未来の姿」を実現するための重点的取組を対象として点検評価を行う。また、令和5年度に教育委員会事務局各課が実施した個々の事務事業については、守谷市が行う行政評価（施策・事務事業評価）で実施する。
- (2) 点検及び評価は、当該年度の施策・重点事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会が委嘱する「点検評価に関する有識者」（点検評価委員）を置き、その意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

3 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会の活動状況
教育委員会の予算・決算の状況のほか、会議開催状況、会議以外の活動状況など
- (2) 令和5年度重点事業
各課が特に重点的に取り組んだ事業（施策体系別）
- (3) 施策実現のための主な取組
施策実現のために令和5年度に各課が取り組んだ主な事業（施策体系別）

4 評価方法

指標・数値により具体的な進捗状況を示しつつ、以下項目を明らかにして教育委員会内で自己評価を行った後、点検評価委員の十分な審議を経て、教育に関する知見に基づく評価をいただく。

- ・目的
事業を実施することで達成させたい目標を記載
- ・事業内容（取組・成果）
令和5年度に所管課が取り組んだ事業内容について、実績が分かるように記載
- ・課題
令和5年度の実績を分析し、目的達成における課題を記載
- ・対応方向
課題を克服し、実績向上を図るために取り組んでいく今後の方向性を記載
- ・外部からの意見
保護者や児童生徒、各種委員会等の構成員等から寄せられた意見や指摘等を記載
- ・成果指標
教育大綱最終年度となる令和8年度の目標値を設定し、令和5年度の実績値について目標値に対する達成状況を、AからDの4段階で評価。

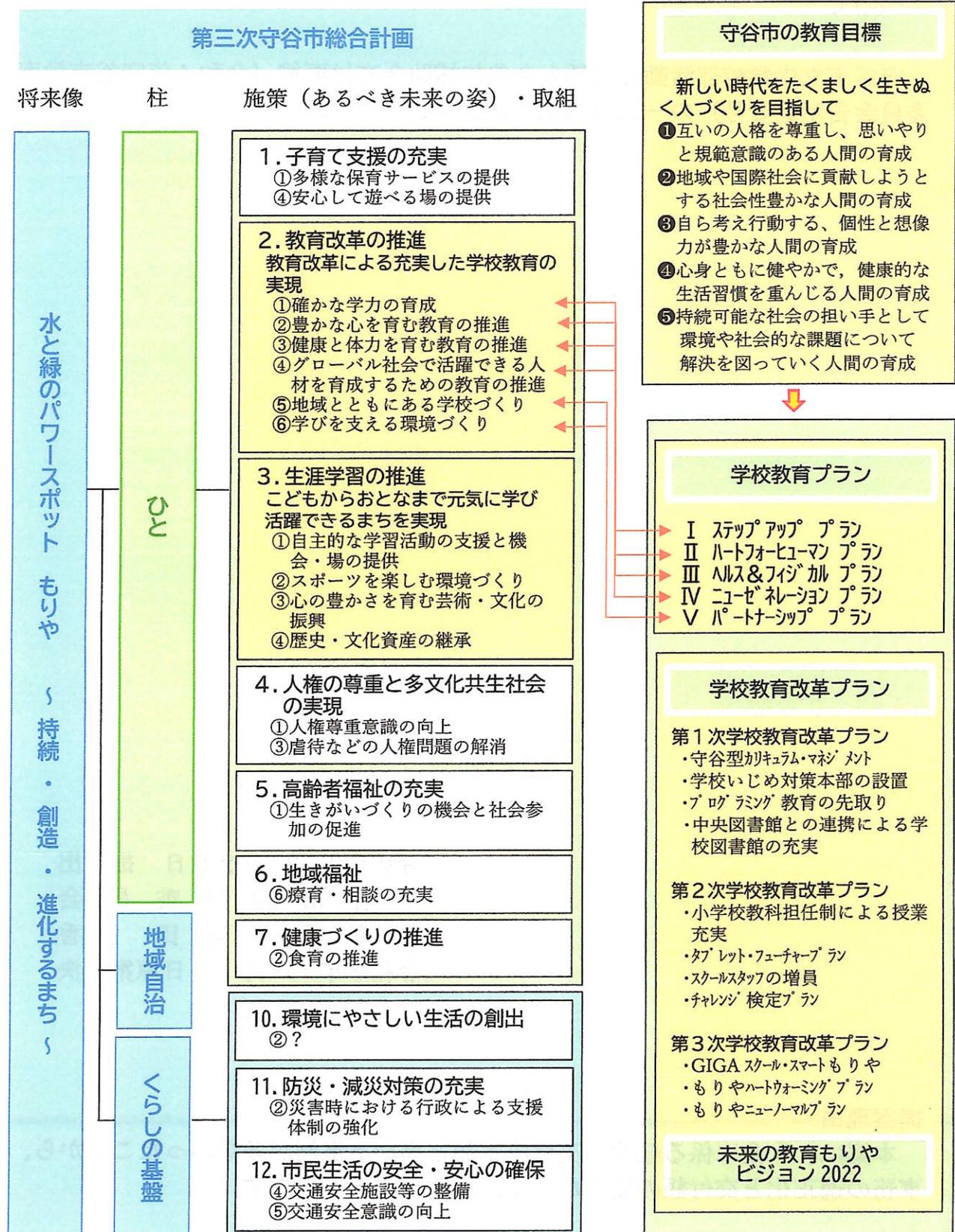
5 評価結果の報告及び公表

点検評価結果報告書は、守谷市議会に報告するとともに、守谷市公式ホームページ掲載と窓

議案	11号	2
----	-----	---

守谷市の教育体系 (令和4年度～令和8年度)

守谷市の教育行政は、第三次守谷市総合計画で定めた守谷市が目指す将来像の実現のため、教育改革による充実した学校教育の実現に向け、教育改革の推進に取り組みます。



議案第12号

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱（令和4年守谷市教育委員会告示第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月29日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和6年 月 日原案 決

提案理由

本案は、大会に係る経費が交付決定額と異なる事例が多数あったことから、事務の適正化と交付額の差をなくすため改正するものです。

議案	頁数
12号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱（令和4年守谷市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第1項中「様式第4号」を「様式第6号」に、「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

（変更申請）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請内容を変更しようとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（変更決定）

第9条 教育長は、前条の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

様式第4号中「第8条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第5号中「第8条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を「様式第7号」とし、様式第3号の次に次の2様式を加える。

議案	頁数
12号	2

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案	頁数
12号	3

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱新旧対照表

改正	現行
<p><u>(変更申請)</u> <u>第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請内容を変更しようとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。</u> <u>(変更決定)</u> <u>第9条 教育長は、前条の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。</u> <u>(実績報告及び交付請求)</u> <u>第10条 申請者は、当該申請に係る各種大会が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金実績報告書（様式第6号）を教育長に、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) から (4) まで (略)</u></p>	<p><u>(新設)</u> <u>(実績報告及び交付請求)</u> <u>第8条 申請者は、当該申請に係る各種大会が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金実績報告書（様式第4号）を教育長に、守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) から (4) まで (略)</u></p>

議案	頁数
12号	5

2 (略)
(交付決定の取消し)

第11条 (略)
(補則)

第12条 (略)
様式第4号 (第8条関係)

[別記1]のとおり

様式第5号 (第9条関係)

[別記2]のとおり

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)

2 (略)

(交付決定の取消し)

第9条 (略)
(補則)

第10条 (略)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

[別記1]

様式第4号(第8条関係)

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更申請書

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

申請者 学校名
校長名

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の規定により、次のとおり変更申請します。

大会名	
開催期間	
生徒数	名
引率者数	名
当初申請額	
変更後申請額	

変更後経費内訳

旅費	円
宿泊費	円
参加費	円
バス借上料	円
器材運搬費	円
計	円

「別記2」

様式第5号（第9条関係）

守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

守谷市教育委員会教育長

（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで変更申請のあった補助金の交付について次の
とおり決定したので、通知します。

補助年度	年度
大会名	
交付決定額	
備考	

議案	頁数
12号	7

議案第13号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月29日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和6年 月 日原案 決

提案理由

本案は、給食費の公会計化に伴い、準要保護世帯の給食費を給食センターに直接支払うことで、対象世帯の経済的負担を軽減するため改正するものです。

議案	頁数
13号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第8条第1項ただし書中、「ただし、」の次に「第3条第12号に掲げる学校給食費については、認定者の児童生徒への給食による現物支給とし、」を加える。

様式第3号を次のように改める。

議案	頁数
13号	2

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に関する就学援助につきましては、要保護・準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、年度就学援助費は次のとおり支給する予定ですので、併せて通知いたします。

(給与品目及び支給額)

(単位:円)

	学用品費等					修学 旅行費	入学準備 金 ・ 新入学 児童生徒 学用品	部活 動費	卒業 アル バム 代等	オン ライ ン学 習通 信費	医療費	学校 給食費	備考	
	学用 品費	通学 用品 費	通学 費	校外活 動費 (宿泊:無)	校外活 動費 (宿泊:有)									
小1年				(限度額)							学 校 病 の み	(現物 支給)		
小2~4 年				(限度額)										
小5年				(限度額)	(限度額)									
小6年				(限度額)		(概ね) 実費			(限度 額)					
中1年				(限度額)	(限度額)			(限度額)			う ち く の う 症 菌 炎	(現物 支給)		
中2年				(限度額)	(限度額)			(限度額)						
中3年				(限度額)		(概ね) 実費		(限度額)	(限度 額)					

* 上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例: 校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

* 修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

* 要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

* 通学費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費です。(片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料です。)

* 認定の時期の都合上、給食費が引き落としになった場合は、還付いたします。

守谷市立小中学校就学援助費要綱新旧対照表

改正	現行
<p>(援助費の交付) 第8条 援助費は、委員会が第6条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対し、金銭により支払うものとする。ただし、<u>第3条12号の掲げる学校給食費については、認定者の児童生徒への給食による現物支給とし、</u>第3条第10号に掲げる医療費については、委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。 様式第3号(第6条関係) 【別記1】</p>	<p>(援助費の交付) 第8条 援助費は、委員会が第6条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対し、金銭により支払うものとする。ただし、<u>第3条第10号に掲げる医療費については、委員会が直接医療機関又は薬局等に支払うものとする。</u> 様式第3号(第6条関係) 【別記2】</p>

協議第2号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である児童クラブ運営事業において、黒内小学校児童クラブの待機児童対策による施設新設に伴い、上記規則に児童クラブ名称及び定員を追加することについて協議を求める。

令和6年3月29日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

協議	頁数
2号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第32号を第35号とし、第23号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の3号を加える。

（23）黒内小学校第9児童クラブ 30人

（24）黒内小学校第10児童クラブ 30人

（25）黒内小学校第11児童クラブ 40人

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

協 議	頁 数
2 号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改正	現行
<p>(定員) 第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。 (1) から (22) まで (略) (23) 黒内小学校第9児童クラブ 30人 (24) 黒内小学校第10児童クラブ 30人 (25) 黒内小学校第11児童クラブ 40人 (26) から (35) まで (略)</p>	<p>(定員) 第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。 (1) から (22) まで (略) (新設) (新設) (新設) (23) から (32) まで (略)</p>

協議第3号

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、スポーツ少年団の選手を大会に派遣するための費用を補助するため、守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付要綱を制定することについて協議を求める。

令和6年3月29日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

協議	頁数
3号	1

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

守谷市長 松丸修久

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童の心身の健全な育成及びスポーツの振興を図るため、各種大会に選手を派遣する守谷市スポーツ少年団に加盟する団体に対し、予算の範囲内において守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 守谷市の代表として出場する県大会
- (2) 県の予選大会又は選考会を経て出場する関東大会以上の大会
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当と認める大会

2 前項各号の規定にかかわらず、市が委託契約するバス運行業務により借り上げたバスの提供を受けて出場する場合は、交付対象の大会から除くものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、守谷市スポーツ少年団に登録している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げるいずれかの大会に出場するため登録された選手及び指導者
- (2) 前号の選手の引率者（選手5人につき1人の引率者とし、3人を限度とする。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 県大会 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに規定する一般乗用旅客自

協議	頁数
3号	2

動車運送事業を営む者との運送契約に係る費用（以下「車両借上交通費」という。）とし、一大会につき1日分を限度とする。

- (2) 関東大会以上の大会 車両借上交通費、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（以下「運賃」という。）並びに有料道路使用料
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、大会の区分及び交付対象者数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、各種競技団体が所属する団体から補助金と同趣旨の補助等を受けている場合は、その額を控除するものとする。

(1) 県大会

ア 交付対象者数10人以上 補助金の限度額は5万円とする。

イ 交付対象者10人未満 補助金の限度額は3万円とする。

- (2) 関東大会以上の大会 補助金の額は補助対象経費の全額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするスポーツ少年団の代表者（以下「申請者」という。）は、守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、大会の開催日までに市長に提出しなければならない。

(1) 大会開催要項の写し

(2) 参加申込書等の写し（登録者名簿等を含む。）

(3) 予選大会等の結果を証する書類の写し

(4) 補助対象経費に係る見積書等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、その適否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 第9条の規定による変更交付申請により補助金の額に変更があった場合において、第10条の確定通知書をもって当該変更交付申請に対する交付の決定があったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、大会が終了した後において交付するものとする。ただし、市長が交付対象大会に選手を派遣するため必要と認めるときは、前条第1項の規定により決定した補助金の範囲内において、概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けよ

協議	頁数
3号	3

うとするときは、守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金概算払申請書兼請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告及び変更交付申請）

第9条 補助決定者は、大会が終了したときは、速やかに守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金実績報告書兼変更交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告し、又は申請しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第5号）
- (2) 大会結果を証する書類の写し
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金（変更決定通知書兼）確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第12条 補助決定者は、補助金の交付を受けた選手の大会への派遣に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保存しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、大会の終了した日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

（調査等）

第13条 市長は、補助決定者の選手の大会への派遣の遂行状況について、調査することができる。

2 市長は、前項の調査の結果等から補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

協 議	頁 数
3 号	4

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合

(2) 第7条第2項の規定により概算払によって補助金の交付を受けた場合であって、実際に要した費用が交付を受けた補助金の額を下回った場合

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

協 議	頁 数
3 号	5

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 少年団名
代表者名
電話番号

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付申請書

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

対象経費 支出予定額 A	控除額 B	補助対象経費 C (A - B)	限度額 D	交付申請額 (CとDを比較して いずれか少ない額)

2 交付対象大会

名 称	
期 日	
会 場	所在地： 名 称：

3 交付対象者

選 手	指 導 者	引 率 者	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人

4 対象経費内訳書

経費内容	行程等	単価 (円)	単位	金額 (円)
合計金額 (円)				

備考

- 1 経費内容には、車両借上交通費、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、有料道路使用料等を記載してください。
- 2 行程等には、鉄道の路線、発着駅、高速道路の区間等を記載してください。

5 添付書類

- (1) 大会開催要項の写し
- (2) 参加申込書等の写し (登録者名簿等を含む。)
- (3) 予選大会等の結果を証する書類の写し
- (4) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (5) その他

第 年 月 日
号

様

守谷市長

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金について、次のとおり決定したので通知します。

1 大会の名称

2 決定の区分

3 交付決定額 金 円

4 指示又は条件（不交付の場合は理由）

年 月 日

守谷市長 宛て

補助決定者 少年団名
代表者名
電話番号

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金概算払申請書兼請求書

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金について、次のとおり概算払の交付を受けたいので申請及び請求します。

大会の名称		
交付決定額	金	円
概算払請求額	金	円
振込先	金融機関	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

補助決定者 少年団名
代表者名
電話番号

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金実績報告書（兼変更交付申請書）

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金について、次のとおり大会が終了したので報告（するとともに、交付申請額を変更したいので申請）します。

大会の名称	
終了年月日	
交付決定額	金 円
既交付額	金 円
変更交付申請額	金 円（変更したい場合のみ）
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支報告書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 大会結果を証する書類の写し <input type="checkbox"/> 領収書等の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

収支決算書

1 収入決算

単位：円

内容	収入決算額(円)	決算内訳
合計		

2 支出決算

内容・行程等	支出決算額(円)	決算内訳
合計		

3 収入支出差引

収入決算額（円）	支出決算額（円）	収支差引額（円）

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金（変更決定通知書兼）確定通知書

年 月 日付けで実績報告（及び変更申請）のあった守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金について、次のとおり（変更決定し、及び）確定したので通知します。

1 大会の名称

2 交付確定額 金 円
(交付決定額)

年 月 日

守谷市長 宛て

補助決定者 名 称
代表者名
電話番号

守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった守谷市スポーツ少年団選手大会派遣補助金について、次のとおり交付を受けたいので請求します。

大会の名称		
交付確定額	金	円
既交付額	金	円
請求額	金	円
振込先	金融機関	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

報告第3号

令和6年守谷市議会3月定例会月議会について（教育委員会所管分）

1 議案第23号 守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

議決日 令和6年3月 日

議決結果 原案

2 議案第27号 令和5年度守谷市一般会計補正予算（第7号）
（教育委員会所管分）

議決日 令和6年3月 日

議決結果 原案

3 議案第33号 令和6年度守谷市一般会計予算
（教育委員会所管分）

議決日 令和6年3月 日

議決結果 原案

4 「市政に関する一般質問」について

別紙のとおり

5 その他（関連事項）

議案第10号 守谷市教育長の任命について（担当課：総務課）

議決日 令和6年3月 日

議決結果 原案

令和6年3月29日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報告	頁数
3号	1

議案第23号

守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

守谷市立学校体育施設開放条例（平成19年守谷市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月11日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

報告	頁数
3号	2

議案	頁数
23号	1

守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

守谷市立学校体育施設開放条例（平成19年守谷市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条見出し及び同条中「時間」を「日時」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、12月28日から翌年1月3日までの日については、開放を行わないものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係） 開放日時

区分	開放日時	
	月曜～金曜	土曜・日曜・祝日
小学校体育館	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
中学校体育館	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
中学校格技場	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
中学校卓球場	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
小学校グラウンド		午前9時から午後5時まで

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条，第12条関係） 有料施設

区分	1時間当たり 使用料（円）
小学校体育館	150
中学校体育館	150
中学校卓球場	50
中学校格技場	50

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 小学校又は中学校の体育館に設置された空調設備を使用する場合は、1時間当たり500円を加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の守谷市立学校体育施設開放条例の規定は、令和6年4月1日の開放施設の使用分から適用する。

報告	頁数
3号	3

議案	頁数
23号	2

提案理由（議案第23号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、学校体育施設の開放開始時刻の変更及び体育館に設置された空調設備の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

目次・部会・科目	初年度	2年度
第1章 総則（第1条）		
第2章 学校体育施設の利用（第2条）		
第3章 利用料（第3条）		
第4章 雑則（第4条）		
第5章 附則（第5条）		
第6章 附則（第6条）		

利用種別	利用料
1. 個人利用	1,000円/1時間
2. 団体利用	5,000円/1時間
3. 学校利用	無料
4. その他	1,000円/1時間

報告	頁数
3号	4

議案	頁数
23号	3

守谷市立学校体育施設開放条例新旧対照表

改正	現行
<p>(<u>開放日時</u>)</p> <p>第6条 開放施設の開放日時は別表第1のとおりとする。 ただし、委員会が特に必要であると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、12月28日から翌年1月3日までの日については、開放を行わないものとする。</p> <p>別表第1 (第6条関係) 開放日時</p> <p>【別記1】参照</p> <p>別表第2 (第7条, 第12条関係) 有料施設</p> <p>【別記3】参照</p>	<p>(<u>開放時間</u>)</p> <p>第6条 開放施設の開放時間は別表第1のとおりとする。 ただし、委員会が特に必要であると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>別表第1 (第6条関係) 開放時間</p> <p>【別記2】参照</p> <p>別表第2 (第7条, 第12条関係) 有料施設</p> <p>【別記4】参照</p>

報告	頁数
3号	5

議案	頁数
23号	4

報告	頁数
3号	6

【別記1】
別表第1（第6条関係） 開放日時

区分	開放日時	
	月曜～金曜	土曜・日曜・祝日
小学校体育館	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
中学校体育館	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
中学校格技場	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
中学校卓球場	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
小学校グラウンド		午前9時から午後5時まで

【別記2】
別表第1（第6条関係） 開放時間

区分	開放時間	
	月曜～金曜	土曜・日曜・祝日
体育館	午後7時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
中学校	午後7時から午後10時まで	午後7時から午後10時まで
格技場	午後7時から午後10時まで	午後7時から午後10時まで
卓球場	午後7時から午後10時まで	午後7時から午後10時まで
グラウンド		午前9時から午後5時まで

議案	頁数
23号	5

【別記3】
別表第2（第7条，第12条関係） 有料施設

区分	1時間当たり 使用料（円）
小学校体育館	150
中学校体育館	150
中学校卓球場	50
中学校格技場	50

備考

- 1 使用時間には，準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 小学校又は中学校の体育館に設置された空調設備を使用する場合は，1時間当たり500円を加算する。

【別記4】
別表第2（第7条，第12条関係） 有料施設

区分	1時間当たり 使用料（円）
小学校体育館	150
中学校体育館	150
中学校卓球場	50
中学校格技場	50

備考 使用時間には，準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

報告	頁数
3号	7

議案	頁数
23号	6

3号	8
報告	頁数

議案第27号

令和5年度守谷市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度守谷市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,858,858千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,123,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月11日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
27号	1

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
10 地方交付税		472,364	113,003	585,367
12 分担金及び負担金	1 地方交付税	472,364	113,003	585,367
13 使用料及び手数料	1 負担金	320,624	△1,783	318,841
		320,624	△1,783	318,841
14 国庫支出金	1 使用料	105,317	645	105,962
		76,194	645	76,839
15 県支出金	1 国庫負担金	4,826,815	297,134	5,123,949
		3,558,500	318	3,558,818
	2 国庫補助金	1,256,984	296,816	1,553,800
		1,934,259	△9,031	1,925,228
16 財産収入	1 県負担金	1,297,943	20,213	1,318,156
	2 県補助金	502,787	△29,244	473,543
		160,327	26	160,353
17 寄附金	1 財産運用収入	160,327	26	160,353
		9,000,000	3,560	9,003,560
	1 寄附金	9,000,000	3,560	9,003,560
18 繰入金	2 基金繰入金	8,795,334	△1,940,883	6,854,451
	3 他会計借入金	5,735,353	△940,883	4,794,470
		1,200,000	△800,000	400,000

報告	頁数
3号	9

議案	頁数
27号	2

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
20 諸 收 入	4 基 金 借 入 金	1,800,000	△200,000	1,600,000
	5 雑 入	611,630	4,471	616,101
21 市 債	1 市 債	571,280	4,471	575,751
	1 市 債	1,850,241	△326,000	1,524,241
歳 入	合 計	1,850,241	△326,000	1,524,241
		42,982,354	△1,858,858	41,123,496

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務		13,238,245	△377,863	12,860,382
	1 総務管理費	12,153,695	△365,776	11,787,919
	3 戸籍住民基本台帳費	169,330	2,200	171,530
	7 市民活動総務費	499,442	△14,287	485,155
3 民生		11,922,968	225,806	12,148,774
	1 社会福祉社費	5,017,540	153,318	5,170,858
	2 児童福祉社費	6,258,380	72,488	6,330,868
4 衛生		2,574,108	△135,365	2,438,743
	1 保健衛生社費	1,772,035	△135,365	1,636,670
6 農林水産業		241,212	△17,060	224,152
	1 農業社費	241,102	△17,060	224,042
7 商工		513,958	△178,210	335,748
	1 商工社費	513,958	△178,210	335,748
8 土木		3,679,783	△307,667	3,372,116
	2 道路橋梁社費	1,097,822	△125,242	972,580
	4 都市計画画費	2,313,608	△182,425	2,131,183
9 消防		1,137,961	△35,002	1,102,959
	1 消防社費	1,137,961	△35,002	1,102,959
10 教育		4,402,820	△182,230	4,220,590

報告	頁数
3号	11

議案	頁数
27号	4

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
12 諸支出金	1 教育総務費	1,428,144	△24,500	1,403,644
	2 小學校費	1,102,483	△75,552	1,026,931
	3 中学校費	869,263	△30,598	838,665
	4 社会教育費	969,340	△51,580	917,760
12 諸支出金	1 基金費	3,874,619	△851,267	3,023,352
	2 公営企業等償還金	3,874,619	△851,428	3,023,191
歳出	合計	0	161	161
		42,982,354	△1,858,858	41,123,496

8. 土木費	4. 都市計画費	守谷市誰もが遊べる公園広場整備ガイドライン策定業務	19, 127
8. 土木費	4. 都市計画費	雨水管渠整備事業負担金	74, 922
8. 土木費	4. 都市計画費	雨水処理維持管理負担金	50, 829
8. 土木費	4. 都市計画費	坂町清水線整備事業	270, 040
8. 土木費	4. 都市計画費	みずき野大日線整備事業	108, 871
8. 土木費	4. 都市計画費	新守谷駅周辺土地地区画整理事業	42, 900
9. 消防費	1. 消防費	消火栓設置維持管理事業負担金	1, 673
10. 教育費	4. 社会教育費	もりや学びの里空調更新工事	854
10. 教育費	4. 社会教育費	中央公民館ホール扉修繕工事	3, 190
10. 教育費	4. 社会教育費	中央公民館スライディングウォール交換工事	5, 535
10. 教育費	4. 社会教育費	中央公民館横断側溝敷設工事	1, 980
10. 教育費	4. 社会教育費	中央図書館大規模改修工事基本・実施設計業務	16, 490

報告	頁数
3号	13

議案	頁数
27号	7

歳入歳出予算補正事項別明細書

総入

				(単位 千円)	
款	交 付	補正前予算額	補正予算額	計	
10 地	方 金 及 び 税	472,364	113,003	585,367	
12 分	担 金 及 び 担 金	320,624	△1,783	318,841	
13 使	用 料 及 び 手 数 料	105,317	645	105,962	
14 国	庫 支 出 金	4,826,815	297,134	5,123,949	
15 県	支 出 金	1,934,259	△9,031	1,925,228	
16 財	産 収 入	160,327	26	160,353	
17 寄	附 金	9,000,000	3,560	9,003,560	
18 繰	入 金	8,795,334	△1,940,883	6,854,451	
20 諸	収 入	611,630	4,471	616,101	
21 市	債	1,850,241	△326,000	1,524,241	
	歳 入 合 計	42,982,354	△1,858,858	41,123,496	

歳 出

(単位 千円)

歳 出	款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2	総 務 費	13,238,245	△377,863	12,860,382	4,238	△96,000	△183,197	△102,904
3	民 生 費	11,922,968	225,806	12,148,774	221,565		△43,819	48,060
4	衛 生 費	2,574,108	△135,365	2,438,743	△117,862		△12,040	△5,463
6	農 林 水 産 業 費	241,212	△17,060	224,152	△11,802			△5,258
7	商 工 費	513,958	△178,210	335,748	146,776		△324,986	
8	土 木 費	3,679,783	△307,667	3,372,116	△13,239	△230,000	△33,283	△31,145
9	消 防 費	1,137,961	△35,002	1,102,959			△23,800	△11,202
10	教 育 費	4,402,820	△182,230	4,220,590	△5,871		26,184	△202,543
12	諸 支 出 金	3,874,619	△851,267	3,023,352			△851,267	
	歳 出 合 計	42,982,354	△1,858,858	41,123,496	223,805	△326,000	△1,446,208	△310,455

報 告	頁 数
3 号	15

議 案	頁 数
27号	11

歳入 (款) 10 地方交付税 (項) 1 地方交付税 (単位 千円)

目	補正前額	補正額	正算額	計	節		説明
					区分	金額	
1 地方交付税	472,364	113,003	113,003	585,367	1 地方交付税	113,003	・普通交付税
計	472,364	113,003	113,003	585,367			

(款) 12 分担金及び負担金 (項) 1 負担金

1 民生費負担金	308,304	3,137	311,441	2 老人福祉費負担金 3 児童福祉費負担金	△1,418 4,555	・老人保護措置費負担金 ・保育所入所負担金 (現年度分)
3 教育費負担金	7,715	△4,920	2,795	3 社会教育費負担金	△4,920	・放課後子ども教室事業保護者負担金
計	320,624	△1,783	318,841			

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

5 土木使用料	57,451	645	58,096	4 市営住宅使用料	645	・薬師台市営住宅使用料 (現年度分)
計	76,194	645	76,839			

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	3,403,262	54,025	3,457,287	2 児童福祉費負担金	55,428	・子ども・子育て支援事業費負担金 ・子育てのための施設等利用給付負担金
				5 国民健康保険事業費負担金	△1,403	・保険基盤安定負担金 ・産前産後保険税負担金
2 衛生費国庫負担金	155,238	△53,707	101,531	1 保健事業費負担金	△53,707	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	3,558,500	318	3,558,818			

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	479,170	368,219	847,389	1 総務費補助金	2,311	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金
				2 デジタル田園都市国家構想交付金	3,427	・地方創生推進タイプ ・デジタル実装タイプ

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明	(単位 千円)
				区分	金額		
				5 地方創生臨時交付金	362,481	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △164,796	527,277
2 民生費国庫補助金	273,318	2,100	275,418	3 保育所運営費補助金	2,100	・利用者支援事業特定型補助金	
3 衛生費国庫補助金	209,735	△64,155	145,580	1 保健衛生費補助金	△64,155	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
4 土木費国庫補助金	199,251	△12,759	186,492	2 都市計画事業費補助金	△3,134	・防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) △1,519	△1,615
5 教育費国庫補助金	95,510	3,411	98,921	4 街路事業費補助金	△9,625	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 △1,615	
				1 小学校費補助金	2,388	・社会資本整備総合交付金(防災安全)	
				2 中学校費補助金	1,023	・GIGAスクール運営支援センター整備補助金 ・GIGAスクール運営支援センター整備補助金	
計	1,256,984	296,816	1,553,800				

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	1,297,593	20,213	1,317,806	2 児童福祉費負担金	24,063	・子ども・子育て支援事業費負担金 ・子育てのための施設等利用給付負担金 △3,719	27,782
				5 国民健康保険事業費負担金	△3,850	・保険基盤安定負担金 ・産前産後保険税負担金	△3,883
計	1,297,943	20,213	1,318,156				33

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	11,775	△1,500	10,275	1 総務費補助金	△1,500	・街頭防犯カメラ設置費補助金	
-----------	--------	--------	--------	----------	--------	----------------	--

報告	頁数
3号	17

議案	頁数
27号	13

(款) 15 県支出金 (項) 2 県補助金 (単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区	分	
民生費県補助金	411,893	△1,204	410,689	4	児童福祉費補助金	△1,204 ・子ども・子育て支援事業費補助金(地方単独費用分) △1,729 ・利用者支援事業特定型補助金 525
4 農林水産業費県補助金	35,742	△11,802	23,940	1	農業費補助金	△11,802 ・多面的機能支払交付金 △3,455 ・農業次世代人材投資(経営開始型)事業補助金 △3,750 ・経営所得安定対策等推進事業費補助金 △419 ・産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 △4,178
6 土木費県補助金	4,487	△480	4,007	2	都市計画事業費補助金	△480 ・木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業
7 教育費県補助金	17,514	△14,258	3,256	1	中学校費県補助金	281 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業費補助金
計	502,787	△29,244	473,543	2	社会教育費補助金	△14,539 ・放課後子供教室推進事業費補助金

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	448	26	474	1	利子及び配当金	26 ・土地開発基金利子
計	160,327	26	160,353			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

2 地方創生応援税制寄附金	0	1,150	1,150	1	地方創生応援税制寄附金	1,150 ・地方創生応援税制寄附金
3 一般寄附金	0	2,410	2,410	1	一般寄附金	2,410 ・緑の保全のための寄附金
計	9,000,000	3,560	9,003,560			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) () ()	補正額の財源内訳		節		明
		財源名	金額	区分	金額	
4 学校給食センター 一	△24,500 (735,814) (711,314)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	4,976 0 0 △29,476	10需用費	△24,500	04 給食提供事業 (学校給食センター) 10需用費 光熱水費
計	△24,500 (1,428,144) (1,403,644)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	4,976 0 0 △29,476			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正額 (補正前の額) () ()	財源名	金額	節		明
				10需用費	14工事請負費	
1 学校管理費	△45,756 (443,170) (397,414)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △45,756	10需用費 14工事請負費	△37,502 △8,254	01 小学校管理事務 10需用費 光熱水費 02 小学校施設維持管理事業 (学校教育課) 14工事請負費 ・特別支援教室改修工事
2 教育振興費	0 (182,143) (182,143)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	2,388 0 0 △2,388			
3 学校建設費	△29,796 (477,170) (447,374)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 43,204 △73,000	12委託料 14工事請負費	△1,452 △28,344	09 御所ヶ丘小学校屋内運動場改修事業 (学校教育課) 12委託料 設計・監理委託料 ・屋内運動場改修工事実施設計 14工事請負費 ・屋内運動場改修工事

報告	頁数
3号	19

議案	頁数
27号	30

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	△75,552 (1,102,483) (1,026,931)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	2,388 0 43,204 △121,144			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	△18,779 (160,574) (141,795)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △18,779	10需用費	△18,779	01 中学校管理事務 10需用費 光熱水費	△18,779 △18,779
2 教育振興費	0 (133,609) (133,609)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	1,023 0 0 △1,023				
3 学校建設費	△11,819 (575,080) (563,261)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 △11,819 0	12委託料	△11,819	12 けやき台中学校校舎改修事業 (学校教育課) 12委託料 設計・監理委託料 ・実施設計	△11,819 △11,819
計	△30,598 (869,263) (838,665)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	1,023 0 △11,819 △19,802				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) ()	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
1 社会教育総務費	△35,349 (272,551) (237,202)	国県支 地方債 その他 一般財源	△14,258 0 △5,201 △15,890	10需用 11役務 12委託	△2,516 △228 △32,605	11 もりや学びの里施設維持管理事業 (生涯学習課) 10需用費 光熱水費 22 二十歳の記念式典事業 (生涯学習課) 10需用費 消耗品費 11役務費 通信運搬費 ・郵便料 12委託料 委託料 ・会場設営業務 23 放課後子ども教室事業 (生涯学習課) 12委託料 委託料 ・放課後子ども教室運営業務
4 公民館費	△8,596 (399,354) (390,758)	国県支 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △8,596	14工 事 請 負 費	△8,596	01 公民館運営管理事業 (生涯学習課) 14工 事 請 負 費 ・空調機器更新工事
5 図書館費	△7,635 (288,272) (280,637)	国県支 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △7,635	10需 用 費	△7,635	03 図書館施設維持管理事業 (中央図書館) 10需用費 光熱水費

報告	頁数
3号	21

議案	頁数
27号	32

款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	△51,580 (969,340) (917,760)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	△14,258 0 △5,201 △32,121			

(款) 12 諸支出金 (項) 1 基金費

7 緑化基金費	(2,410) (2,411)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 2,410 0	24積立金	2,410	01 緑化基金 (都市計画課) 24積立金 ・元金	2,410 2,410
8 市営住宅修繕費 積立金	(645) (11,174) (11,819)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 645 0	24積立金	645	01 市営住宅修繕費積立金 (建設課) 24積立金 ・元金	645 645
10 土地開発基金費	(26) (5) (31)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 26 0	27繰出金	26	01 土地開発基金 (財政課) 27繰出金 ・利子	26 26
11 ふるさとづくり 基金費	(△800,000) (3,801,235) (3,001,235)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 △800,000 0	24積立金	△800,000	01 ふるさとづくり基金 (財政課) 24積立金 ・元金	△800,000 △800,000
13 都市計画事業基金	(△54,509) (54,511) (2)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 △54,509 0	24積立金	△54,509	01 都市計画事業基金 (財政課) 24積立金 ・元金	△54,509 △54,509